

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○松島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許可します。階猛さん。

○階委員 おはようございます。立国社の階猛です。

まず、法務大臣にお尋ねしますが、けさの持ち回り閣議で、黒川検事長、マー吉安賭博を認めたといいことで辞職の願い出がある、これを了承する持ち回り閣議が行われているようなんですが、大臣はそれに署名をしたんでしょうか。

○森国務大臣 申しわけございません。持ち回り閣議の時間がまだ終了しておりませんで……（階委員「大臣が署名したかというのを聞いています」と呼ぶ）まだ、その閣議が終了後、その持ち回りの書類が来て花押を押すということになっておりまして、まだでございますが、まだ閣議の時間が終了していませんで、言及することができず、申しわけございません。

○階委員 まだということなんですが、閣議請議を行ったのは法務大臣からということでしょうか。

ですか。

○森国務大臣 はい。そのとおりでございます。

○階委員 後任はすぐ見つかる予定ですか。

○森国務大臣 後任は速やかに決めたいと思っております。

○階委員 速やかにと言いましたけれども、大臣は答弁でかねがね、黒川氏の勤務延長の理由について、黒川氏が退職すれば当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずるといふことで、人事院規則の条文を引用して黒川氏の勤務延長は正当だといふことを強調していらしたじゃないですか。やめてすぐ後任が見つかるんだったら業務の継続的遂行に重大な支障はないし、障害は生じなかったし、そもそも勤務延長を認める必要はなかったということになりませんか。

○森国務大臣 このたびの黒川検事長の一件については、検察の信頼を損なう不適切な行為であり、まことに遺憾でございます。黒川検事長は東京高等検察庁のトップとしての立場にありながら、公私問わずにみずからを律し、国民から疑念を抱かれないように格段に意を注ぐべきであったにもかかわらず、かけマー吉安という行為をしたというところで世間に大きな反響をもたらした。国民の皆様には大きな御不安をおかけいたしました。法務大臣としておわびを申し上げます。

御質問でございますが、業務の継続に重大な支障があるというふうな思っておりますので、速やかに後任を探したいと思っております。定年延長自体については、その当時の判断は間違いなかったと思っております。

○階委員 当時の判断を今聞いていません。黒川氏がやめたら検察庁の業務の継続的遂行に重大な障害が生ずるからということだったじゃないですか。黒川氏がやめても後任がすぐ見つかるんだら定年延長を認める必要はなかったんじゃないですか。そこを答えてください、端的に。

○森国務大臣 定年延長については必要なことであつたというふうな考えております。

○階委員 理由がないんですけれども。なぜですか。私の質問に答えてください。大臣が言っていた理由が当てはまらないじゃないですか、すぐ後任が見つかるんだら。そのことについて説明してください。

○森国務大臣 黒川検事長の勤務延長については、東京高検内の重大かつ複雑な案件に対処し、また、東京高検内の指揮監督をするために必要不可欠というところで決定をし、私の方で閣議請議をした、そして、内閣の方で決定をしたものでございますけれども、今般の不祥事案に当たりまして、業務の継続に著しい支障が生じておりますので、そのような中においては後任を急ぎ探さなくてはならず、これについて速やかに決定したいというふうな思っております。

○階委員 つまり、黒川氏を勤務延長したことによって、かえってこのような事態が生じて、業務の継続に重大な支障が生じているということを言っているわけですね。

ということとは、当初、勤務延長した判断、大臣、誤っていませんか。誤ったということになりませんか。判断の、当時のですよ、当時の判断が誤っ

たということをお認めませんか。

○森国務大臣 当時においては、東京高検内の複雑困難な事案に対処するために必要であるという判断をしたものであり、それについては適切であったというふうを考えております。

○階委員 仮定の話をしますけれども、黒川氏がこのような習癖を持っていることを知っていたら、当然、勤務延長はされなかったというところだと思いますが、それはお認めになりますよね。

○森国務大臣 当時、そのような情報には接しておりませんし、職務上以外の事柄でありますので、当時、判断の中では、これまでの業績、そして指揮監督上の能力等において判断をしたものでございます。

○階委員 大臣、結果として、業務の遂行に重大な支障が生じているわけですよ。その結果に対する責任は重いと思いますよ。

まず、大臣の責任を問う前に、黒川氏の責任についてお尋ねします。

今回の処分なんですけど、訓告処分ということで、懲戒処分にも当たらないと。黒川氏には退職金や給与、六月に支給予定だった賞与の日割り計算分も支払われるという理解でよろしいですか。

○森国務大臣 退職手当につきましては、法令に基づいて処理されるものと承知しております。

○階委員 給料とか賞与についてはどうなっているのか、もしあれでしたら、事務方、刑事局長、おわかりになりますか。まあ、じゃ、いいです。じゃ、後でそれは事務的に聞きます。

それで、さっき言ったように、黒川氏がもし勤

務延長前からこういった行為を繰り返していたら、これは、そもそも、勤務延長すべきではなかったということになります。

今回の皆さんが出している調査結果、きょう資料の一枚目に配っていますけれども、かけマージャンをしたこと、あるいは、ハイヤーに同乗し、その費用は支払っていないこと、これについては調査の結果、認めておりますが、五月十三日と五月一日の二日以外、かけマージャンやハイヤーの送迎の事実の認定には至らなかったということになっていきます。

これは本来、記事に出ている記者には接触していないということなんですけど、そうした方々にも接触した上で、いつからいつまで、どれぐらいの頻度でやっていたのかという事実認定をした上で処分を決めるべきではなかったんですか。大臣、お答えください。

○森国務大臣 新聞記者の方については、報道機関でございますので、法務省としては、各社から公表された内容と黒川氏本人に確認した結果を総合的に判断をし、事実を認めたものでございます。

○階委員 常習性があるかないか、この部分について、刑事局長、どのように認定したのか、教えてください。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、調査結果でございます。

今、階先生が資料でお示しになった部分でございますが、いまま少し詳しく私どもの調査結果について申し上げますと……（階委員）それは、あるんだったら紙で出してください。時間がないので、

質問にだけ答えてください」と呼ぶ）はい、わかりました。

常習性につきましては、今回の場合は人事院の指針に言う常習性でございますので、必ずしも刑法の常習性と同一かどうかという点に問題はございませんが、刑法の考え方を参考にいたしまして、本件事案については、直ちに常習性を認めるかどうかについては問題があるかと考えております。

○階委員 この常習性があるかないかというのは、先ほど私が言ったとおり、そもそも、客観的に見て勤務延長が妥当だったのかどうかということにもかかわりますし、処分の重さにもかかわってくるんですね。

二ページ目に、人事院が作成した資料ですけれども、人事院から、懲戒処分の指針についてというところで通知がなされています。単なる賭博の場合は減給又は戒告、常習として賭博をした場合は停職ということで、かなり差があるわけです。

この常習性を認定するかどうかということは非常に重要なポイントで、この件について、けさの黒川氏とマージャンをしたと言われている朝日新聞の社員あるいは産経新聞の記者、こうした方々の調査結果というのがそれぞれの新聞に出ておりますけれども、例えば朝日新聞によりますと、この三年間で月二、三回。この三年間で月二、三回ということ、相当な回数、もう百回ぐらいやっていると聞きます。そうして、緊急事態宣言が出た後、四回ですよ。信じがたいですよ。

皆さんに自肅を呼びかけておきながら、法をかきどる法務省そして検察庁、その要職を占めて

いた方が、みずから社会のルールを破って、しかもかけマージャンですよ。二重に社会規範を犯している。とんでもないことですよ。

私は常習性を認めるべきだと思っておりますし、この常習性ありやしやというのをしっかりと確定した上で処分をすべきではないですか。大臣、お答えください。

**○森国務大臣** 刑法上の常習を参考といたしますと、常習としては、一般に、賭博を反復累行する習癖が存在することをいうところ、そのような事実は直ちには認定できなかったものでございます。もともと、黒川氏は複数回にわたって行っていたことから、今回の処分となったものでございます。

**○階委員** きょうの資料のページ目の最後に書いておられるとおり、記事に出ている記者に接触していないとあるわけですよ。接触していない記者から、さっき私が言ったような供述が出ているわけですね。

これは、裏づけ調査をした上でじゃないと、常習性が直ちにないなんて言えないじゃないですか。再調査してください、大臣。お答えください。

**○森国務大臣** 当初の問題となった週刊誌の記事の内容をもとに本人に確認した結果、又は総合的に判断をした結果で事実を認めたものでございます。

なお、黒川氏は、月に一、二回程度マージャンを行っていた旨認めておりますが、五月一日と五月十三日の事実を認めたものでございますが、複数回行っていたということが認められたことから、

今回の処分となったものでございます。

**○階委員** 産経新聞によると、一カ月に数回のペースとか、緊急事態宣言が出された後も五回程度行われておりますとか、微妙に朝日の社員とも供述が異なっております。こうしたことと、今の黒川氏の供述との食い違いとかをしっかりと精査する必要がある。その再調査結果を踏まえた上で処分を行うべきである。たった一日ぐらいの中途半端な調査でこの処分を決めるべきではないと思えますけれども、大臣、再調査を行う考えも、処分の見直しを行う考えもないということではないですか。

**○森国務大臣** 調査に関しては、黒川検事長に関する報道へ接した直後から着手をしております。今般の処分を行うに必要な調査を行ったと認識しております。

黒川検事長が、記者三名とともに、約三年前から月一、二回程度、金銭をかけたマージャンを行っていたことは認められますが、その具体的な日付を特定しての事実の認定には至らなかったものでございます。

**○階委員** ですから、黒川氏の供述だけではなくて、当事者である朝日とか産経の人たちとも、ちゃんと話を聞いて、その上で事実を認定して、処分を見直すべきではないかと言っているわけですよ。黒川氏の言い分だけで決めていいんですか。そんなの法務省としてあり得ないですよ。客観的証拠に基づいて法を適用するのが法務省でしょう。まず客観的な証拠も足りないし、事実認定、いかげんですよ。これでは到底、検察の信頼は得られません。

過去には、検察の不祥事がありまして、検察の在り方検討会議というのは、まさに黒川氏が事務方として参加していたんですよ。そのときも、処分もきつちり、人事上の処分もやり、刑事上の処分も行いましたよ、速やかに。そして、その上で在り方検討会議というのも開いて、再発防止についてもしっかりと提言をまとめた、有識者の方に加わってもらって。ところが、今の大臣は、再調査もしない。こんな簡単な紙だけで調査が完了したなんて、到底言えるわけじゃないじゃないですか。

再調査してください。そして、処分をやり直してください。過去のやり方と比べて極めてずさんですよ。そして、事は勤務延長の正当性にもかかわってくるんですよ。この間、国会でさんざん議論されてきたことが、全く意味がなかったということにもつながりかねません。本当に重要な問題なんです。

こんな、皆さん、このページ目の紙だけで調査を終えたなんて到底言えないですよ。これで調査を終えると、国民に胸を張って言えますか。大臣、答えてください。

**○森国務大臣** 証拠に法を適用して行う捜査については、また刑事処分については、行政処分とはまた別のフェーズであるというふうに認識をしておりますが、法務省として、また任命権者である内閣としての処分については、必要な処分がなされたというふうに承知をしております。

また、検察のあり方については、またそれとは別に検討されるものと考えております。

**○階委員** 再調査はあくまでしないという考えな

んですか。おかしいですよ、これは。国民は納得しませんよ。

再調査をきちつとやるということを約束してください。

○森国務大臣 現在のところ、処分に必要な調査を行ったと認識しております。

○階委員 もう一度聞きます。

そういう姿勢であると、我々も、この間の大臣のさまざまな答弁、全て勤務延長を正当化することを繰り返してきたわけですが、それが根底から覆るような事態になっているわけですよ。ですから、その事実の真相をしっかりと再調査して、黒川氏の責任をしっかりと追及する必要がある。それだけではなくて、法務大臣についても、黒川氏がこういう常習性がある賭博をしていた人物であったということを知っていなかったとしても、見過ごしたまま、勤務延長を閣議請議をし、そして今回、彼が、突然の辞職によって、そして業務の継続に重大な支障を生ぜしめているわけですよ。大臣の責任問題になりますよ。大臣みずから、責任をとって辞任する考えはありませんか。

○森国務大臣 今回の事態を受けて、私自身、責任を痛感しております。昨晚、総理に進退伺を提出したところでございます。総理からは、強く慰留されました。検察の信頼回復としての立て直したために引き続き業務に当たってほしいと言われたところでございますが、私としては、つらい道ではございますが、検察の信頼回復のために、できることをまずしてまいりたいと思います。

○階委員 信頼回復のためにという言葉は何度も

聞きましたけれども、みずからも信頼を損なうような虚偽の発言を国会でし、そして今回、信頼を損なった黒川氏について、再調査もせず、こんな中途半端な調査結果をもとに、大変、極めて軽い処分でお茶を濁そうとをしている。信頼回復は大臣ではできない。森大臣、やめてくださいということを申し上げ、次の質疑者に質問を譲ります。